石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者案に関する意見募集について

令 和 ３ 年 ３ 月 19 日
厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局
安全衛生部化学物質対策課

厚生労働省では、今般、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）の改正を予定しており、これに伴い、石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者（仮称）を制定することを予定しています。

つきましては、別添の概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

なお、標記告示の制定に併せて、石綿障害予防規則等の改正も行いますので、「石綿障害規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について」につきましても、併せて御覧ください。

記

１　意見公募期間

令和３年３月 19 日（金）から令和３年４月 17 日（土）まで（郵送及びＦＡＸの場合についても同日必着）

２　資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

３　御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者案に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

住所：〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課　宛て

（３）ＦＡＸの場合

ＦＡＸ番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課　宛て

４　御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。